

■議案第61号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例等の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

1. 軽自動車税に係る税率の特例・軽減措置の見直し

(1) 環境性能割に係る税率の臨時的軽減措置

令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、税率を1%軽減します。

区 分	措置前の税率	措置後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車(注)		
令和2年燃費基準達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車(注)	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

(注)「排出ガス基準低減達成車」とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車をいいます。

【施行日：令和元年10月1日】

(2) 種別割に係るグリーン化特例(軽課)措置

ア 令和2年度及び令和3年度について、現行のグリーン化特例(軽課)と同様に措置します。

【施行日：令和元年10月1日】

イ 令和4年度及び令和5年度分について、グリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車等に限定します。

【施行日：令和3年4月1日】

2. 個人の町民税に係る非課税措置の見直し

子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けているひとり親について、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度分以降の個人の町民税を非課税とします。

【施行日：令和3年1月1日】

【新旧対照表】

別紙のとおり